

例えば！こんな企業が活用しています！
実際に特例制度を受けた企業に聞いてみました。



株式会社 エフエムディ

事業内容 医療機器の製造事業

特例措置 投資税額控除、法人事業税の課税免除
固定資産税の課税免除

当社は世界でも数少ないガイドワイヤーの研究開発・製造を行うグローバル企業です。需要の増加に伴う生産能力の強化のために、若年層が多く、人口も増えている沖縄への進出を決めました。色々と調べている中でパンフレットを拝見し、特区の税制優遇があることを知りました。相談時はワンストップ窓口で丁寧にございました。申請書などのフィードバックも充実していたので安心でした。事業税が大幅に抑えられ、今では新しい設備や機械導入の際にも、制度を活用しています。



沖縄ヤマト運輸 株式会社

事業内容 宅急便を中心とした貨物運送事業

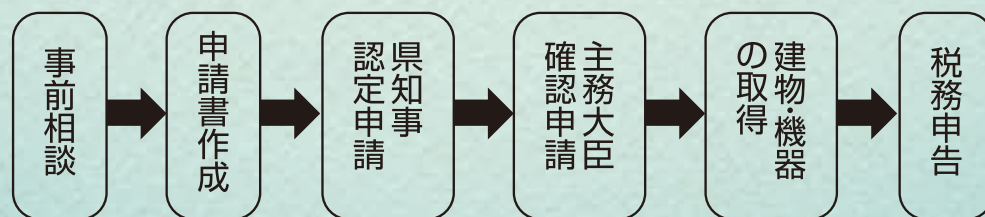
特例措置 投資税額控除、法人事業税の課税免除
不動産取得税の課税免除、固定資産税の課税免除

生産性向上に向けた取り組みとして、従来よりも処理能力が高く、OCR機能を搭載した荷物の自動仕分け機を導入しました。大型の設備投資になるため、活用できる優遇措置はないか検討していたところ、国際物流拠点産業集積地域の対象区域内であることと、制度の対象業種に該当していることがわかり、ワンストップ窓口で相談して申請を行いました。制度の活用で投資額に対して15%の税額控除を受けられるなど、資金面でのメリットがとても大きいため、今後も設備投資を行う際には、積極的に制度の活用を検討したいと考えています。

制度に関するQ&A

- Q** 当社は海外との取引は行っておりません。「税の特例措置」の対象となりますか？
- A** 国際物流を支えるためには様々な産業の集積が必要であることから、申請を行う会社が直接貿易を行っていないくても、対象地域で指定された業種を行う場合には対象となります。
- Q** 経営が赤字だとメリットは無いのでしょうか？
- A** 土地や建物を取得する際に係る不動産取得税や土地や建物、機械・装置の取得後の固定資産税等は赤字であっても課税されます。制度の活用で不動産取得税や固定資産税も軽減される可能性がありますので、メリットはあるはずです。
- Q** 当社は産業廃棄物処理業(対象業種外)ですが、検討の余地はありますか？
- A** 廃棄物処理業であっても、コンクリート片を再生路盤材にしたり、家畜の糞尿を肥料や液肥にしたりすることで、製造業と認められた事例は多数あります。導入する設備で何をするのか？ケースによって対象になる可能性がありますので、自身で判断せずにご相談ください。

制度を受ける基本的な流れ



※イメージ

詳細は窓口までお問い合わせください。

■お問い合わせ

公益財団法人 沖縄県産業振興公社 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

TEL:098-894-6377 Email:okitoku@okinawa-ric.or.jp <https://www.zei-tokku.okinawa/>

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター 4階 営業時間8:30~17:15(土日・祝日を除く)

特区を活用しよう！

～国際物流拠点産業集積地域 特例措置の概要～

県内・県外の
事業者の皆さまへ！

税の控除などが受けられる特例措置があります。
業種と区域が対象なら、ぜひご相談を。



沖縄の新しいビジネスを応援します！

色々あります！ビジネスを応援する特例措置

国 税

3つの特例措置のうち、いずれかを選択
※国税では、土地の取得は対象外です。



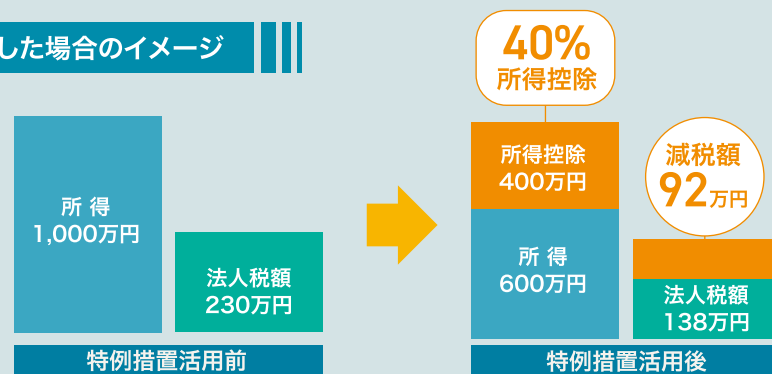
会社を設立した時に活用できる！

1 所得控除

対象外 ●道路貨物運送業
●特定の不動産賃業(貸倉庫業)
●卸売業

対象地域内において、新たに設立された、対象業種のいずれかを専ら営む(その他、各種要件あり)企業について、新設後10年間、法人税課税所得の40%が控除されます。(法人事業税、法人住民税も同様)

活用した場合のイメージ



所得控除: 法人税の課税対象所得の最大40%を損金として算入できます
※法人税率を23%として計算
所得控除を活用した場合、法人実効税率は約20%となります。
(令和4年現在、日本の標準税率は29.74%)

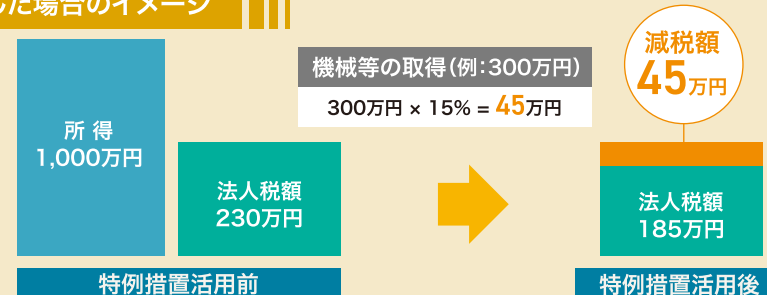
建物を建てた・機械を買った時に活用できる！

2 投資税額控除

対象地域内において、一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除されます。
※建物附属設備は建物とともに取得する場合にのみ特例措置の対象となります。

▶ 控除率: 機械及び装置15%、建物及びその附属設備8%
(法人税額の20%程度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)

活用した場合のイメージ



投資税額控除: 機械設備等を新増設した場合、その取得価額の一定額を法人税額から控除することができます。 ※法人税率を23%として計算
投資税額控除は、4年間繰り越すことが可能となっており、当該年度が赤字でも活用することが可能です。

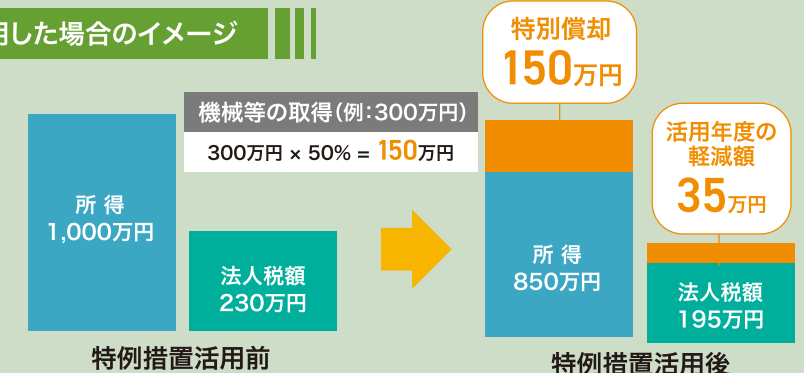
個人事業主も対象！

3 特別償却

対象地域内において、一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、特別償却が認められます。
※建物附属設備は建物とともに取得する場合にのみ特例措置の対象となります。

▶ 特別償却率: 機械及び装置50%、建物及びその附属設備25%
(取得価額の上限は20億円)

活用した場合のイメージ



特別償却: 機械設備等を新増設した場合、その取得価額の一定額を特別償却費として経費に算入できます。 ※法人税率を23%として計算

地 方 税

※家屋、土地などについては、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外です。

4

法人事業税の課税免除

対象地域内において、一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部課税免除します。(5年間)

5

不動産取得税の課税免除

対象地域内において、一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、不動産取得税を一部課税免除します。
※土地については、取得(購入)後1年以内に建物建築に着手した場合に限りです。

6

固定資産税の課税免除
※倉庫業を除く

対象地域内において、一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除します。(5年間)
※土地については、取得(購入)後1年以内に建物建築に着手した場合に限りです。

7

事業所税の課税軽減
※那覇市のみ

那覇市において、機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円以上、建物等の取得価額の合計が1億円以上の新設の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算します。(5年間)
※知事の認定及び主務大臣の確認は不要です

関 税

※地区税関の許可及び主務大臣の事業認定が必要

関税の課税の選択制の適用

保税工場などにおいて外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、特定品目を除き原料に対する課税と製品に対する課税とのいずれかを選択できます。(通常は原料課税一択)

保税地域許可手数料の軽減

対象地域内で保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けたものが納付すべき当該許可に係る手数料を2分の1に軽減します。

沖縄振興開発金融公庫の融資制度 事業に役立つ融資制度も色々！

資金名	限度額	返済期間	問い合わせ先	
産業開発資金	所要資金の7割	25年以内	融資第一部 産業開発融資班	TEL:098-941-1765
中小企業資金	7億2,000万円	20年以内	融資第二部 中小企業融資第一班	TEL:098-941-1785
生業資金	7,200万円		融資第二部 中小企業融資第二班	TEL:098-941-1795



特区の活用には
認定が必要です！

1 知事の事業認定及び主務大臣の確認が必要

2 ~ 6 知事の措置実施計画の認定及び主務大臣の確認が必要

※実際に特例措置を活用する際には、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、沖縄地区税関税務相談室(関税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)へご相談ください。